

別記

覚書

東京松工株式会社対従業員ノ紛争ハ労賃双方互譲ヨリ神田万松松著長官服倫  
 立会ノ下ニ左記条件ヲ以テ円満解決シタルニ付該ニ覚書ニ署名シ作成シ当事者双方並  
 ニ立会人ニ捺テ各一通ヲ保持スルベシ

一 罷止会社ニ在テ解雇ヲ發表シタル四名ハ向後会社ト一切無干係ナルコト  
 一 会社ハ解雇者ニ対シ解雇手当トシテ給料ノ三ヶ月分ヲ支給スルコト 但し給料ノ  
 一ヶ月分ハ七月初日ニ支給スルコト  
 一 会社ハ解雇者中若汰菊尾 速藤卯八ニ対シ全一対(全三千円也)ヲ支給スルコト  
 一 会社ハ今回ニ限リ争議干係者ノ家族ニ対シ特ニ見舞金トシテ全一対ヲ支給スルコト  
 (内容ハ解雇者以外ノ八名ニ対シ争議期間中ノ日給ヲ支給スルモノニシテ覚書)  
 (ニハ記載セズ)

一 会社ハ争議費用トシテ全一対(全三千五百也)ヲ支給スルコト

昭和五年七月十五日

会社代表 嵐田栄助  
 従業員代表 玉村宗三  
 組合代表 白鳥広道  
 立会人 宮原 倫

5.7.23  
 146

労秘第二三三一第

昭和五年七月二十二日

警視總監 丸山鶴吉

八一九一八、二四  
 桐本 三三

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社会局長 吉田茂 殿

松井足袋工場職工紛争ニ關スル件

要旨ニ概記スルニ本工場職工等ノ私通關係ヨリ店員ハ敵郷セシメ女工ニ解雇中

漢シタルニ關東労働者組合ノ存在交渉ヨリ一時保留トシ解決セリ

管下代ニ幡町幡ヶ谷一五五五所在足袋製造工場松井長頼個人経  
 営方店員鈴木清ハ全工場女工水野ハルト私通關係下リテ職五開  
 ノ風評高々為メニ五場幸ハ七月十一日鈴木ヲ諭示シ旅費ヲ與ハ  
 郷里郡岡縣ニ帰郷セシメタル後水野ニハ七月二十五日限リ解雇